

2015年(平成27年)基準改定の結果について

令和3年2月4日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 国民経済計算 2015年(平成27年)基準改定について

1. 公表

- ・2020年12月8日 支出系列(2020年7-9月期2次QE)公表
- ・2020年12月24日 フロー編(所得支出勘定等)公表
- ・2021年1月20日 ストック編(国富等)公表

※新概念の反映及び推計方法の変更を行い、1994年まで遡及推計

2. 2015年(平成27年)基準改定で対応した主な内容

①構造統計の反映によるベンチマーク(基準)の変更

- 「平成27年(2015年)産業連関表」の反映
ベンチマーク(基準)の変更を行うとともに、産業連関表で新たに反映された「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」、「分譲住宅の販売マージン」、「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成に計上。
- 「平成27年国勢統計」、「平成30年住宅・土地統計」等の反映

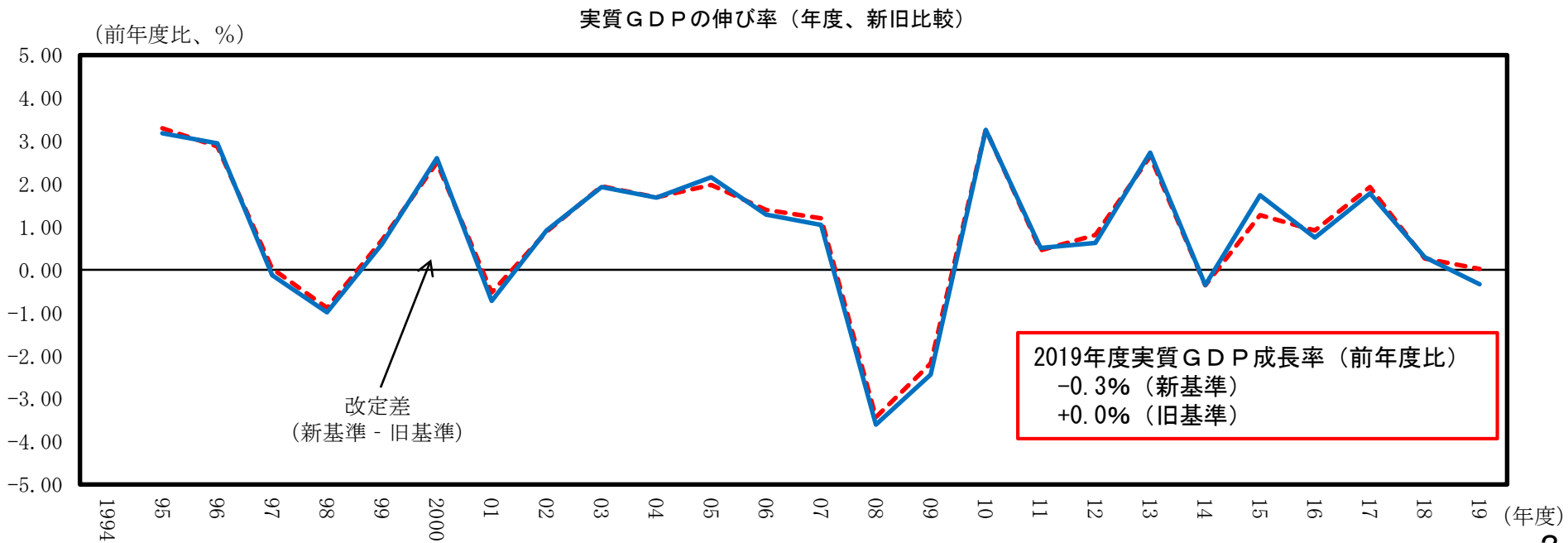
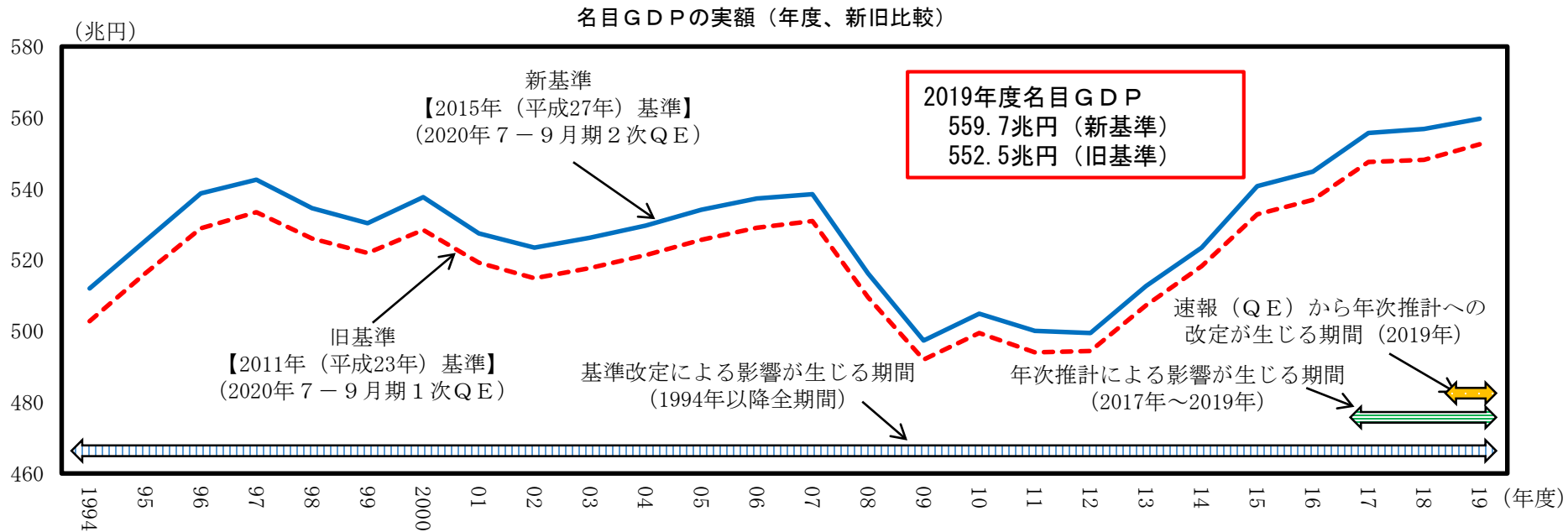
②国際基準(2008SNA)への対応

- 娯楽作品原本の資本化、著作権等サービスの記録
- リース区分(フィナンシャルリース/オペレーティングリース)に応じた資産の記録

③経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善

- 住宅宿泊事業の反映

2. 2015年(平成27年)基準改定及び年次推計によるGDPへの影響



3. 2015年(平成27年)基準改定における雇用者報酬推計(1)

<経緯>

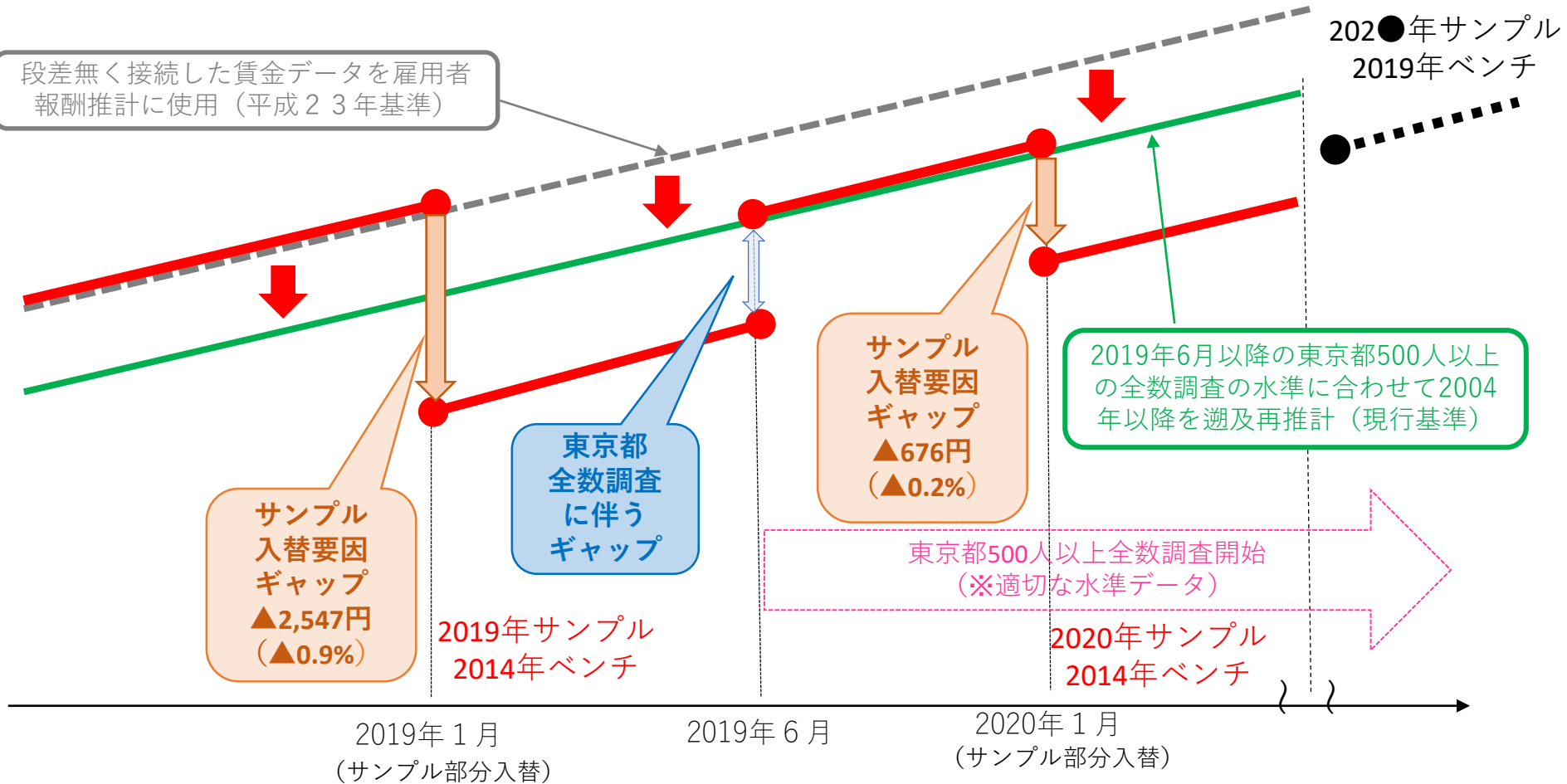
- 雇用者報酬推計の基礎資料となる「毎月勤労統計」(厚生労働省)では、2019年1月に東京都における不適切調査(※)が判明し、JSNAでは、2019年1月から2019年2月にかけて、2004年1-3月期から2018年1-3月期までの再推計を実施。
 - その際、2004年1-3月期から2011年10-12月期までは、厚生労働省再集計値が公表されなかったことから、第131回統計委員会(2018年1月30日)にお諮りした上、一部暫定的に推計を行っていた。
 - 同時に、より精緻な推計方法については、「次期基準改定までに検討」としていた。
 - 2019年6月より、東京都500人以上規模事業所の全数調査が再開されたことを踏まえ、2019年6月以降については、全数調査系列の前月比を用いて雇用者報酬の推計を行っていた。
- (※)500人以上規模の事業所については全数調査するとしていたところを抽出調査とし、さらに抽出調査で必要となる復元がされていなかった。

<2015年(平成27年)基準改定における対応>

1. 2004年1-3月期から2011年10-12月期までの「時系列比較のための推計値」(2020年8月公表)を反映した。
2. 500人以上規模の計数については、2019年6月の全数調査系列の水準を起点として、抽出調査系列の前月比によって割り戻し、2004年1-3月期以降の計数を求めた(第23回SNA部会(2020年7月3日)へ報告のとおり)。加えて、2020年11月5日に公表された「全国調査」公表結果の修正の取り込みも行った。
3. サンプル入替え時、労働者数のベンチマーク更新時点においては、それぞれ、段差を調整した上で推計を行った。

3. 2015年(平成27年)基準改定における雇用者報酬推計(2)

<賃金データの調整イメージ>



(備考) 図中の金額は、現金給与総額(常用労働者5人以上)

3. 2015年(平成27年)基準改定における雇用者報酬推計(3)

